

鳥取県事業承継支援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業承継に取り組もうとする個人や中小企業者等に必要な資金を融資し、雇用の維持及び技術の継承を通じて地域経済の活性化に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、第3条第2号は国の全国統一制度の対象である。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

(1) 一般貸付

融資対象者	次のいずれかに該当する者 ア 次のいずれかに該当する者 （ア）代表者を2年以内に交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人 （イ）個人から2年以内に事業の引継ぎを受けようとする者又は事業の引継ぎを受けてから2年未満の者 イ 合併、営業譲渡、株式取得又は会社分割（以下「合併等」という。）により事業資産及び経営権（以下「資産等」という。）を2年以内に承継する中小企業者等、又は合併等により資産等を承継した後2年を経過していない中小企業者等 ウ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「承継円滑化法」という。）の認定を受けた中小企業者の代表者のうち、特定経営承継関連保証を受けるもの エ 承継円滑化法の認定を受けた事業を営んでいない個人のうち、特定経営承継準備関連保証を受ける者									
資金の用途	運転資金、設備資金									
融資限度額	2億8千万円									
融資期間	10年以内（据置2年以内を含む。）									
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	（単位：％）									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.48	0.45	0.41	0.37	0.33	0.30	0.27	0.23	0.21	
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.25％とする。										
担保・保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

(2) 特別保証貸付

融資対象者	次のア又はイに該当し、かつ、ウに該当する法人（ただし、特別保証貸付制度を既に利用している法人は、本制度1回目の保証日（貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。） ア 保証協会の保証日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 イ 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない者。 ウ 次の（ア）から（エ）までに定める全ての要件を満たすこと。なお、（ア）
-------	---

	<p>から（ウ）までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、（エ）については、信用保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。</p> <p>（ア） 資産超過であること （イ） EBITDA有利子負債倍率（※）が10倍以内であること （※） EBITDA有利子負債倍率 ＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） （ウ） 法人・個人の分離がなされていること （エ） 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>（注1） 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>																																								
資金の使途	<p>融資対象者がアに掲げる者である場合 運転資金、設備資金、既存借入金（保証人あり）の借換資金 融資対象者がイに掲げる者である場合 既存借入金（保証人あり）の借換資金（ただし、事業承継前に保証人を提供している借入金に係る借換資金に限る）</p>																																								
融資限度額	2億8千万円																																								
融資期間	10年以内（据置1年以内を含む。）																																								
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）																																								
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																																								
保証料率	<p>下表のとおりとする。</p> <p>（1） ガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて条件を満たすと判断した者 （単位：％）</p> <table border="1"> <tr> <td>料率区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.29</td> <td>0.25</td> <td>0.21</td> <td>0.18</td> <td>0.15</td> <td>0.13</td> <td>0.10</td> <td>0.08</td> <td>0.00</td> </tr> </table> <p>（2） （1）の要件を満たさない者 （単位：％）</p> <table border="1"> <tr> <td>料率区分</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.29	0.25	0.21	0.18	0.15	0.13	0.10	0.08	0.00	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
保証料率	0.29	0.25	0.21	0.18	0.15	0.13	0.10	0.08	0.00																																
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																
担保・保証人	保証人不要 担保は保証協会の定めるところによる																																								
償還方法	割賦均等償還																																								

（融資の申込み）

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、事業承継支援資金申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、必要に応じて意見を付して、申込書を保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(資金措置)

第7条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 県

ア 補助金額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助対象期間 年度更新とし、第5条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

(2) 市

ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率 商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月30日から施行し、令和元年8月1日以降の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年9月5日から施行し、令和4年8月31日以降の貸付から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年9月2日から施行する。